

# 年度末・年度始の日曜窓口を開設します

転勤・卒業・入学などにより転出・転入が多くなる時期に合わせて、市民の皆様の利便を図るため、市役所本庁の住所変更に関する窓口について「日曜窓口」を開設します。

■開設日時 3月27日(日)、4月3日(日) 8時30分～17時

■開設窓口 **本庁のみ**

日曜日のため、県・他市区町村・市役所内の他部署に関連する業務など一部取扱いできない業務があります。ご不明な場合は各担当課にご確認ください。

窓口業務	担当課	場所
<input type="checkbox"/> 転入・転出・転居などの住民異動届の受付と住民票の写し等の交付 <input type="checkbox"/> 住民異動届に伴う小中学校の転入学通知の交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録の受付と印鑑登録証明書の交付 <input type="checkbox"/> 戸籍の各種証明書の交付 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（個人番号カード）の交付 ※戸籍届は宿直室（本庁北側玄関）で受領します。 ※パスポート、広域交付住民票、おおいた広域窓口サービスの各業務は停止しています。	市民課 ☎ 21-1135	グランド フロア (地下1階)
<input type="checkbox"/> 税証明の発行（所得証明書・納税証明書など） <input type="checkbox"/> 原付バイクなどの登録・廃車（別府市ナンバーのみ）受付	市民税課 ☎ 21-1119	
<input type="checkbox"/> 税証明の発行（評価証明書・公課証明書など）	資産税課 ☎ 21-1120	
<input type="checkbox"/> 市税の納付受付	債権管理課 ☎ 21-1121	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険・後期高齢者医療保険（保険料(料)納付、納付相談、保険証の切替・取得・喪失・住所変更・再発行、マッサージ券発行、高額療養費の申請、限度額適用認定証の申請） <input type="checkbox"/> 国民年金（資格取得、住所変更、免除受付）	保険年金課 ☎ 21-1148	
<input type="checkbox"/> 障害者手帳、その他住所変更に伴う手続	障害福祉課 ☎ 21-1413 FAX 22-1780	1階
<input type="checkbox"/> 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成、おおいた子育てほっとクーポンに関する手続、保育所入所に関する相談・手続	子育て支援課 ☎ 21-1427	
<input type="checkbox"/> 介護保険資格の取得・喪失などの手続、介護保険料に関する手続、転入・転出に伴う要介護認定の手続	介護保険課 ☎ 21-1463	
<input type="checkbox"/> 新入学児童生徒の保護者への入学通知書の発行 <input type="checkbox"/> 市内転居に伴う学区外への通学に関する手続	学校教育課 ☎ 21-1574	5階

引っ越しや住民票の世帯に変更があったときは、14日以内に届出をするよう法律で義務付けられています。

## ★地区公民館でも住民票の写しと印鑑登録証明書を交付しています

下記の6つの地区公民館で交付を行っています（いずれも本人または住民票の同一世帯の人からの請求に限ります）。

平日、土・日曜日、祝日（年末年始の休館日を除く）の8時30分～17時まで利用できます。

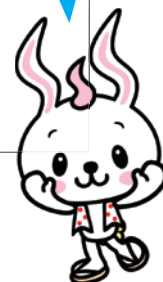
中央公民館（別府市公会堂）（☎ 22-4118 令和4年3月31日まで改修工事のため休館）

北部地区公民館（☎ 67-8300）、西部地区公民館（☎ 23-7330）、中部地区公民館（☎ 25-4321）、

南部地区公民館（☎ 21-3401）、朝日大平山地区公民館（☎ 66-1150）

- 請求できるのは、本人または同一世帯の人のみです。
- 「住民票の写し」を請求の際は、本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）が必要です。
- 地区公民館では、マイナンバーや住民票コードが記載された「住民票の写し」は交付できません。
- 地区公民館では、転出・死亡した人の「住民票（除票）の写し」は交付できません。
- 地区公民館では、住民異動や印鑑登録などの手続はできません。
- 「印鑑登録証明書」を請求の際は、印鑑登録証が必要です。

住民票の写しなど一部の証明書はマイナンバーカードを使用してコンビニで取得できます！



©Team Beppyon

## ★上下水道局では下記の業務を24時間年中無休で行っています

上下水道局に直接お越しの際は、北側入口（正面玄関裏）の宿直室で手続をしてください。

上下水道料金等の収納

水道使用の開始・中止に関する受付（電話受付可） ☎ 別府市上下水道局 ☎ 23-0361